健康管理に関する規程第6条2(1)

抗体価検査で基準値を満たさない場合の対応

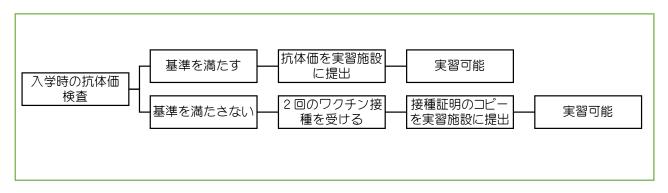
健康管理に関する規程 第6条の2(1)の、別に定める基準は下記のとおりとし、該当学生は追加接種の報告書を校長に提出するものとする。

記

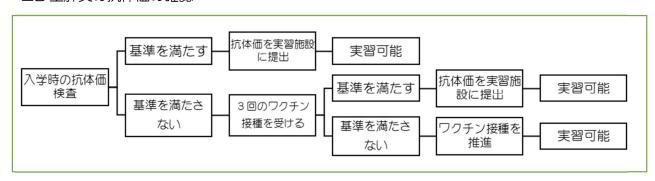
結果が、本校の定める基準(下記)を満たさない学生は、指定の期日までに指定の回数のワクチンを受ける。

麻疹抗体価	風疹抗体価	水痘抗体価	流行性耳下腺炎	B型肝炎抗体価
(EIA)	(EIA)	(EIA)	(EIA)	(CLIA)
16.0以上	8.0 以上	4.0or(+)	4.0or(+)	10.0 以上

□麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体価の確認



□B型肝炎の抗体価の確認



- 注 1) ワクチンは指定の期間をあけて接種する。
- 注2) インフルエンザは指定の期日までにワクチン接種を受ける